【件名】

ハリヤナ州における制限措置の見直し

【本文】

20日、ハリヤナ州政府は、現在の措置を6月28日(月)午前5時まで延長すると発表するとともに、一部の制限措置を更に緩和すると発表しました。新たな緩和の対象は、以下のとおりです。

- ・企業事務所(人数制限なし。※先週は50%まで)
- ・宗教施設(一度に入場できるのは50人まで。※先週は21人まで)
- ・冠婚葬祭(50人まで。※先週は21人まで)
- ・オープンスペースでの集会(50人まで。※先週は冠婚葬祭以外の集会とされていたもの)

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話:+91-(0)11-4610-4610(代表)

メールアドレス

- ○領事関連事項 jpemb-cons@nd. mofa. go. jp
- 〇配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関することなど jpembvisa@nd.mofa.go.jp
- ※現在当館は新型コロナウイルス対策のため、原則としてテレワークで業務を行っています。
- ※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete